



当座貸越(貸付専用型)根保証

1 保証対象者

下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方

2 資格要件

(1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算(確定申告)を行つている方

(2)申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある方

(3)次のいずれかに該当する方

【法人】①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準(無担保54点、有担保45点)以上である。

②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記基準と同等以上である。

【個人】①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準(無担保51点、有担保40点)以上である。

②信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリングが前記基準と同等以上である。

③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。

④確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。

3 保証限度額

100万円以上 2億8,000万円以内

(原則として保証金額5,000万円以内は無担保とし、5,000万円を超える場合は担保を要する。)

4 資金用途

運転資金・設備資金

ココをチェック!!

いざというときのために借入枠を確保できます。借入枠内であれば、いつでも、すぐに借入ができます。

5 保証期間

1年間もしくは2年間(更新可)

6 その他

※本保証申込前に申込要件について該当するかどうか、信用保証協会に事前照会してください。(CRDのスコアリングは必ず事前に照会して確認してください。)

■事業者カードローン当座貸越根保証・当座貸越(貸付専用型)根保証の更新時の留意点

(更新時に資格要件を欠いていた場合の対応)

次のいずれかの方法により対応してください。

①保証期日に一括弁済し、完済する。

②一般保証等で貸越残高を借換して、長期均等分割返済に切り換える(最長10年)。

なお、一時的な保証料負担を軽減するため、バローン返済による借換対応も可能。

③一般保証等で貸越残高を借換して、一括返済(手形貸付)とする。

ただし、保証期間は1年間の一回限り。なお、1年後に資格要件が該当することとなった場合は、当座貸越根保証等で、本手貸分を決済し、当座貸越根保証枠の復活も可能。